

○大田市介護保険料減免取扱要綱

平成23年1月19日

告示第8号

改正 平成30年6月25日告示第126号

平成31年3月29日告示第70号

令和2年6月17日告示第99号

令和3年3月24日告示第78号

令和3年3月30日告示第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田市介護保険条例（平成17年大田市条例第120号）第10条に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料を減免することができる。

(1) 納付義務者又はその世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により生活の本拠である住宅、家財（以下「財産」という。）について重大な損害を受け、生活が著しく困難となり、保険料を納付することができないと認められるとき。（以下「災害損失」という。）

(2) 納付義務者又はその世帯の生計を主として維持する者が、失業（自己都合及び定年退職を除く。）、事業の休廃止、事業不振、死亡、疾病、負傷等、本人の責によらない事情により、当該年中の合計所得金額が前年中の合計所得金額に比較し著しい減少が見込まれ、資産、預貯金等の活用を図ったにもかかわらず、生

活が著しく困難な状況となり、保険料を納付することができないと認められるとき。（以下「所得減少」という。）

(3) 被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。（以下「刑事施設等への拘禁」という。）

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(減免の要件)

第3条 災害損失及び所得減少の要件に該当する場合は、次のとおりとする。ただし、申請時において、納付義務者が保険料を滞納していない場合に限る。

(1) 災害損失

納付義務者又はその世帯の生計を主として維持する者が、財産について、重大な損害を受け、財産に受けた損害金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）が、当該財産の価格の100分の30以上であり、納付義務者及びその者と生計を一にする者（以下「納付義務者等」という。）の前年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である場合

(2) 所得減少

申請月以後1年間の納付義務者等の所得（非課税所得等を含む。）の見込み額（以下「減免基準所得金額」という。）が、納付義務者等の前年中の合計所得金額の100分の50以下に減少し、かつ、納付義務者等について生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる実収月額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）

に規定する基準生活費の100分の120相当額以下に減少したため、保険料の納付が著しく困難であると認められる場合  
(減免基準所得金額)

第4条 前条第2号に規定する減免基準所得金額は、次の額を用いて算定する。

- (1) 給与、賞与、雇用保険金等の収入については、給与所得控除額に相当する額を控除した額
- (2) 各種年金（非課税年金を含む。）の収入については、公的年金控除額に相当する額を控除した額
- (3) 事業による収入は、その必要経費相当額を控除した額
- (4) 仕送り等のその他の収入については、その収入額  
(減免の申請)

第5条 保険料の減免を受けようとする納付義務者は、介護保険料減免申請書（様式第1号）に、次条に掲げる書類を添付し、納期限前7日までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、申請書の提出が納期限前7日までに行えないことについて、やむを得ない理由があると認めた場合は、納期限前7日までに申請書の提出があったものとみなして、これを処理することができる。

(添付書類)

第6条 前条に定める添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 災害損失 罹災証明書・保険金等の補てん額が確認できる書類
- (2) 所得の減少  
ア 雇用保険受給資格者証、離職証明書、廃業届、破産証明書、  
医師の診断書等、失業、休廃業、事業不振、疾病、負傷等の状

況が確認できる書類

イ 給与明細書・年金振込通知等、収入の状況がわかる書類

ウ 調査同意書（様式第2号）

（3） 刑事施設等への拘禁 在監証明書等、その事実が証明できる書類

（減免の適用期間）

第7条 減免の適用期間は、申請日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料について適用する。ただし、刑事施設等への拘禁については収容又は拘禁された期間とする。

（減免の認定及び減免額）

第8条 減免の認定及び減免額は次のとおりとする。

（1） 災害損失

災害損失の損害程度（第3条第1号に規定する財産に受けた損害金額の当該財産の価格に対する割合をいう。）の認定は、第6条第1号に掲げる書類等により行うこととし、別表第1に定める減免割合を申請日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料に乗じて得た額を減免額とする。

（2） 所得減少

所得減少の場合における認定は、第6条第2号に掲げる書類等により行うこととし、別表第2に定める減免割合を申請日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料に乗じて得た額を減免額とする。

（3） 刑事施設等への拘禁

刑事施設等への拘禁の場合における認定は、第6条第3号に掲げる書類により行うこととし、収容又は拘禁された期間に係る当該被保険者の保険料の全額を減免する。

(4) 第2条第4号に該当する場合の減免の認定及び減免額は、市長が別に定める。

2 減免額の算出において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(減免後の期別の保険料額)

第9条 減免後の期別の保険料額は、申請日以後に到来する納期の保険料額の合計額から減免額を差し引いて得た額を申請日以後に到来する納期の数で除して得た額とし、この場合において、各期の保険料額に100円未満の端数があるときは、最初に到来する納期の保険料額に合算する。

(減免の決定)

第10条 市長は、第5条に規定する申請を受けたときは、申請書及び申請理由を証明する添付書類の内容を調査し、事実の確認を行ったうえ、減免の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認められるときは、介護保険法（平成9年法律第123号）第202条の規定により、当該納付義務者に対し申請書等に係る調査、質問をすることができる。

2 前項の決定をしたときは、介護保険料減免承認（不承認）決定通知書（様式第3号）により通知する。

(減免の取消し)

第11条 市長は、保険料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保険料の減免の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により、減免の承認を受けたと認められるとき。

(2) 第2条に規定する減免の対象に該当しなくなったと認めら

れるとき。

- 2 市長は、前項の規定により保険料の減免の承認を取り消した場合には、介護保険料減免承認取消決定通知書（様式第4号）により通知する。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に徴収を免れた保険料があるときは、期限を定めて納付させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成30年4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震に係る被災者に対する保険料の減免については、市長が別に定めるところにより取り扱うものとする。
- 3 この要綱の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免については、市長が別に定めるところにより取り扱うものとする。

附 則（平成30年告示第126号）

この告示は、平成30年6月25日から施行し、平成30年度の保険料について適用する。

附 則（平成31年告示第70号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大田市介護保険料減免取扱要綱の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度

分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年告示第 9 9 号）

改正 令和 3 年 3 月 3 0 日告示第 9 6 号

この告示は、令和 2 年 6 月 1 7 日から施行し、令和元年度分から令和 3 年度分までの保険料であって令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金の支払日）が到来する保険料について適用する。

附 則（令和 3 年告示第 7 8 号）

この告示は、令和 3 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 9 6 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

区分		減免割合
損害程度	前年の合計所得額	
100分の30 以上100分の 50未満	500万円以下	100分の50
	500万円を超え750万円以下	100分の25
	750万円を超え1,000万円以下	100分の12.5
100分の50 以上	500万円以下	100分の100
	500万円を超え750万円以下	100分の50
	750万円を超え1,000万円以下	100分の25

別表第 2（第 8 条関係）

区分	減免割合
----	------

納付義務者等の前年中の合計所得金額が120万円以下のとき	100分の70
納付義務者等の前年中の合計所得金額が120万円を超え240万円以下のとき	100分の60
納付義務者等の前年中の合計所得金額が240万円を超え360万円以下のとき	100分の50
納付義務者等の前年中の合計所得金額が360万円を超え480万円以下のとき	100分の40



様式第1号 (第5条関係)

大田市介護保険料減免申請書

年 月 日										
大田市長 様										
(申請者)住所 大田市 町 番地										
氏名										
(電話番号 — — )										
大田市介護保険条例第10条の規定により、下記のとおり保険料の減免を申請します。										
被保険者番号										
減免を受けようとする理由										
1 災害損失(震災・風水害・落雷・火災・その他)										
2 所得減少(失業・事業の休廃止・死亡・疾病・負傷・その他)										
3 その他特別な事由										
年	期	保険料	納期	期	保険料	納期	期	保険料	納期限	合計
保 險 料	1			4			7			円
	2			5			8			
	3			6			9			

(添付書類)調査同意書(様式第2号)、雇用保険受給資格者証、離職証明書、  
廃業届、破産証明書、失業・休廃業・事業不振が確認できる書類、  
医師の診断書等 給与明細書、年金振込通知書、収入申告書  
等収入状況のわかるもの。

様式第2号 (第6条関係)

受付年月日	・	・	
-------	---	---	--

調 査 同 意 書

大田市介護保険料の減免の決定又は取消しのため必要があるときは、私の世帯の構成及び私及び私の世帯員の資産及び収入の状況につき、大田市が官公署、金融機関、保険会社、私の雇主その他の関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

(提出先)

大田市長 様

住 所

氏 名

(注意)

「その他の関係人」とは、資産、収入の調査のため必要な関係者に限られ、例えば、資産や金銭について貸借関係にある者等をいいます。

様式第3号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

大田市長

介護保険料減免承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のありました介護保険料減免申請について、下記  
のとおり承認（不承認）決定しましたので通知します。

記

被保険者番号	年度	年度
承認（不承認）決定理由		
減免内容		

年 度	期	賦課額	納 付 済 額	減免対象 額	減 免 額	減免後 賦課額	差引納付 額
年度	1						
年度	2						
年度	3						
年度	4						
年度	5						
年度	6						
年度	7						
年度	8						
年度	9						
合 計							

（教示文記載）

様式第4号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

大田市長

介護保険料減免承認取消決定通知書

年 月 日付で通知した介護保険料減免承認決定について、減免の承認取消しを決定しましたので通知します。

記

被保険者番号		年度	年度
承認取消しの決定理由			
減免内容			

区 分		取消し前の決定内容			取消し後の決定内容		
年 度	期	賦課額	減 免 額	減 免 後 保険料額	賦課額	減 免 額	減 免 後 保険料額
年度	1						
年度	2						
年度	3						
年度	4						
年度	5						
年度	6						
年度	7						
年度	8						
年度	9						
合 計							

（教示文記載）

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 1 0 条関係)

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)